

国民年金だより

「家族の国民年金保険料を
納付された場合

(A4サイズ)で請求書を
お届けしています。

社会保険料（国民年金
保険料）の控除証明書
が発行されます

が日本年金機構から送付さ
れます。

年末調整や確定申告の際
には必ずこの証明書（また
は領収書）を添付してください。

国民年金保険料は所得税
および住民税の申告において
全額が社会保険料控除の対象となります。

これは、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します。

社会保険料控除を
受けるためには

控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。



ご家族の国民年金保険料を
納付された場合も、納付
されたご本人の社会保険料
控除の申告に加えることが
できますので、ご家族あて
に送られた控除証明書を添
付して申告してください。

までは各支所でも手続きが
できますのでご相談ください。
できますので、町民生活課
に送られた控除証明書を添
付して申告してください。

までは各支所でも手続きが
できますのでご相談ください。
できますので、町民生活課
に送られた控除証明書を添
付して申告してください。

年金のことでお困りの方は
年金相談をご利用ください

年金相談は事前予約制となっていますので、ご自分の年金記録や年金請求について相談を希望される方は町民生活課へお申し込みください。

※「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、ねんきん加入者ダイヤルへお問い合わせください。

☎ 0570-05-1165

■日時

11月21日(木)

午前10時30分～午後3時

■場所

役場町民室

■申込期限

11月14日(木)

■申込・問

町民生活課

☎ 42-1263-3333

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（はがき）

老齢基礎年金を受け取る
のに必要な期間（受給資格
期間）が、平成29年8月1
日より「25年」から「10年」
に短縮されました。このこ
とにより、対象となつた方
には日本年金機構から封筒

《広告》



『老後は松前へ』
港を見渡す施設と懐かしさ残る北の小京都で
心かよう老後の暮らしを…
Miliue Co.,Ltd.
株式会社ミリュ
〒049-1505 松前郡松前町宇博多11番地
☎0139-46-2911 FAX.0139-46-2912
ホームページ <http://www.milieu.co.jp>

